広報
PUBLIC RELATIONS MAGAZINES
RYUOH

りゅうおう

平成23年
2011 2
No.445

contents もくじ

● 町・県民税と所得税の申告受付が始まります …… 2
● 新しい予防接種の助成が始まります …… 6
● 町施設の使用料・幼稚園保育料などが変わります …… 8
● まちのホッとニュース …… 10
● 自分でするリハビリ事業／鏡の里元服式 …… 13
● 環境シリーズ㊴～竜王町エコライフ推進協議会 …… 14
● 次世代へのギフト⑯ …… 16
● みんなの暮らし ～各課からのお便り～ …… 18
国民年金■教育委員会だより■みんなの人権私の人権■お体大切に■おたっしゃ通信■子育てインフォ■公民館ニュースレター■本のもり
● お知らせ掲示板 …… 22

守り継がれる伝統行事「粥占い」

田中地区に古くから伝わる伝統行事「粥占い」。米の収穫時期を表わす「早生」・「中生」・「晩生」の印を付けた3本の竹筒を米が煮える釜に差し込み、米の詰まり具合から今年の豊作となる作柄を占います。今年の結果は「晩生が良い」と披露されました。炊かれたご飯は、最後に集まった人たちにおわん一杯ずつ分けられます。このご飯は翌朝にお粥にしていただくと、無病息災になるといわれています。

1月14日「粥占い」八幡神社（田中）

町・県民税と所得税の申告受付が始まります

「平成23年度町・県民税」の申告と「平成22年分所得税」の確定申告を、２月16日㈬から受け付けます。申告期間中は、役場の税務職員が各自治会館などを巡回するほか、町内全域の人を対象とする全体会場を設け、受け付けを行います。申告が必要となる人は、必ず３月15日㈫までに申告を済ませましょう。

確定申告は

2月16日㈬ ▶ 3月15日㈫

申告書は自分で書いて正しく、お早めに

申告期間中、役場 住民税務課では税務職員が申告会場へ出向くため、窓口での申告の相談・受付はできません。あらかじめご了承ください。

1 申告が必要な人は…

●町・県民税の場合

平成23年1月1日現在、竜王町に住所を有する人で、平成22年中（1月～12月）に所得のあった人。

ただし、「給与所得のみで給与支払報告書の提出があった人」と「所得税の確定申告をした人」を除きます。

なお、所得が無くても扶養されていない人は申告が必要です。特に、国民健康保険に加入している世帯主の人は、申告することにより国民健康保険税が軽減される場合があります。

●所得税の場合

次の❶～❺のいずれかに当てはまる人は、申告が必要です。

❶平成22年中に所得があり、「所得の合計額」が所得控除額を超える人

❷平成22年中の給与収入金額が、2000万円を超える人

❸給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の「所得の合計額」が20万円を超える人

❹給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

❺土地・建物などを譲渡した人

2 次の人は税務署で申告してください

❶税務署から来署案内を受けている人

❷初めて事業所得を申告する人

❸税務署から確定申告書類の送付を受けている人で、事業所得や不動産所得のある人

❹土地・建物などの譲渡所得のある人、総合譲渡（ゴルフ会員権の譲渡など）のある人

❺株式など有価証券の譲渡のある人、繰越損失の特例を受ける人

❻収支内訳書について書き方の指導を受けたい人

❼年の途中で死亡した人の申告（準確定申告）をする人

❽青色申告者

＊「青色申告制度」は、一般より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、有利な取り扱いが受けられる制度です。

❾そのほか、複雑な内容のある人

3 申告に必要な書類は…

申告の際には、次の書類を持参してください。

❶申告用紙（税務署から送付を受けた書類）
※申告当日、各会場にも用意しています。

❷印鑑（振替納税を利用したい場合は、申告者本人の口座番号・名義が分かる物と、その届け出印）

❸給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書

❹公的年金などの源泉徴収票

❺事業所得（営業・農業など）や不動産所得がある人は、収支内訳書または収支を証明する書類など

❻「生命保険料控除」、「地震保険料控除」の各種証明書
※「旧長期損害保険料控除」は経過措置があります。

❼譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）

❽「配偶者特別控除」を受けたい人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類

❾社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書

4 白色申告者は「収支内訳書」を添付してください

事業所得（営業・農業など）や不動産所得がある人は、会計帳簿などに基づき、総収入金額と必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の作成・添付が義務付けられています。

●青色申告者は、税務署で申告してください。

●営業所得のある小規模事業主は、税理士納税相談所または税務署で申告してください。

●外交員・集金人・検針員の人も「収支内訳書」を作成し、添付してください。

●農業所得のある人は、必ず「収支内訳書」を作成・添付してください。

5 確定申告をすれば、所得税が還付される場合があります

次の人は、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

❶株式配当・年金・講演料収入などから源泉徴収された税額が、算出税額より多い人

❷「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除」を受ける人

❸年の途中で退職し、再就職しなかった人

❹年末調整のときに申告漏れとなっていた控除がある人

●給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であるなどのために確定申告をする必要のない人でも、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得についても申告しなければなりません。

●「医療費控除」を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。また、介護保険に係る医療系サービス費用の自己負担額は、医療費控除の対象となる場合があります。

●「雑損控除」を受ける人は、税務署に相談してください。

●申告時には、還付金の振り込み先となる申告者本人の口座番号・名義が分かる物を持参してください。

還付申告は、2月15日㈫以前でも税務署で受け付けます。
町の申告会場は大変な混雑が予想されますので、還付申告の人は早めに税務署で申告を済ませましょう！

6 小規模事業主の皆さんへ 税理士による納税相談所のご案内

税理士による納税相談所が開設されますので、対象の人はぜひご利用ください。

対象■
●税務署から事前に案内を受けている人
●小規模事業主の人

相談日程■左ページの表中の❹をご覧ください。

相談料■無料

7 申告書はインターネットで作成できます

国税庁ホームページ HP http://www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をA4サイズの普通紙に印刷すれば、そのまま申告書として税務署に提出できます。

また、作成したデータを「e-Tax」（イータックス）に引き継いで、直接電子申告することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※「e-Tax」とは、国税庁の国税電子申告・納税システムのことで、自宅や職場のパソコンからインターネットを利用して国税の申告や納税などの手続きができます。

詳しくは、「e-Tax」ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください

▲イータ君

身体障害者手帳をお持ちでない人も「障害者控除」を受けられる場合があります

町・県民税の申告および所得税の確定申告では、身体障害者手帳などの交付を受けている場合に税法上の「障害者控除」の対象となりますが、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、次の対象に該当する人は「障害者控除」の適用を受けることができます。

この場合、町が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

該当すると思われる人は、福祉課へ申請してください。認知症・寝たきりの程度を確認した後、認定書を交付します。

●対象…町内に住所を有する65歳以上の人で、認知症または寝たきりの程度について町が定める基準に該当する人

●申請に必要な物…印鑑

●その他…詳細は左記へお問い合わせください。

問 福祉課 高齢者福祉係（福祉ステーション内）
☎有 58-3705
FAX 58-8019

8 近江八幡税務署からのご案内

平成22年分の各税の確定申告期限・納付期限・振替納税日は、次のとおりです。

❶所得税

確定申告期限・納付期限■2月16日㈬～3月15日㈫

口座振替による納税日■4月22日㈮

❷個人事業者の消費税・地方消費税

確定申告期限・納付期限■3月31日㈭

口座振替による納税日■4月27日㈬

❸贈与税

確定申告期限・納付期限■2月1日㈫～3月15日㈫

※口座振替による納税はできません。

なお、税務署の閉庁日(土・日曜日および祝日)は、税務署での相談および申告書の受付は行っていません。ただし、申告書は、郵便による送付のほか、時間外文書投函箱(正面玄関前)により提出することができます。

注意！

税務職員を装った不審な電話・振り込め詐欺にご注意ください！

税務署では、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。また、納税のために金融機関の口座を指定して、振り込みを求めることはありませんので、ご注意ください。

問 ●近江八幡税務署 ☎33-3141

●役場 住民税務課 税務係 ☎内58-3750

ご利用ください

申告相談

役場 住民税務課では、町内を巡回して申告の相談を受け付けます。申告される人は、お住まいの地区会場にお越しください。

※次年度(平成24年度)の申告から地区会場での開催はなくなり、すべて役場にて行う予定です。

受付時間■9:00～16:00

※ただし、Ⓐは 9:30～11:30、13:00～15:00

月日	曜日	申告相談会場	地区名
2月			
16日	水	美松台公民館	美松台
17日	木	山面集落センター	山面・西横関
18日	金	鏡集落センター	鏡・松陽台
21日	月	西山公民館	新村・西山
22日	火	西出公民館	東出・西出
		竜王町勤労福祉会館	Ⓐ小規模事業主のための税理士納税相談所
23日	水	岡屋構造改善センター	山中・岡屋
24日	木	川守産業文化センター	川守・岩井
25日	金	林公民館	信濃・庄・林
28日	月	鵜川ふれあいプラザ	七里・須恵
3月			
1日	火	鵜川ふれあいプラザ	橋本・鵜川
2日	水	弓削コミュニティセンター	西川・弓削・川上
3日	木	役場 1階 102会議室	田中・綾戸・島・駕輿丁
4日	金	役場 1階 102会議室	小口・薬師
7日	月	役場 1階 102会議室	松が丘・希望が丘・さくら団地
8日	火	役場 1階 102会議室	町内全域
9日	水	役場 1階 102会議室	町内全域
10日	木	役場 1階 102会議室	町内全域
11日	金	役場 1階 102会議室	町内全域
14日	月	役場 1階 102会議室	町内全域
15日	火	役場 1階 102会議室	町内全域

子宮頸（けい）がん予防ワクチン
ヒブワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン

新しい予防接種の助成が始まります

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについては、現在予防接種法の対象になっておらず接種は任意ですが、その有効性や国民の要請が高いため全国的に見直され、竜王町においても2月1日より公的助成を実施します。

問 健康推進課 保健予防係（保健センター内） ノ有 58-1006 FAX 58-1007

▼公的助成の対象ワクチンの種類

- 子宮頸がん予防ワクチン
- ヒブワクチン
- 小児用肺炎球菌ワクチン

▼公的助成の対象となる接種期間

2月1日㈫～平成23年3月31日㈭

2月1日以降の接種が対象です。それまでにされた接種は対象となりませんが、2月1日以降にされる2回目以降の接種は対象となります。

平成23年度も助成は継続する予定です。左ページの対象年齢をご確認ください。

▼助成額

接種費用の9割を助成します。

▼自己負担金

- 子宮頸がん予防ワクチン…1600円
- ヒブワクチン……8000円
- 小児用肺炎球菌ワクチン…1000円

▼助成の方法

自己負担金を支払い、接種することができます。

▼契約医療機関

町内の医療機関または近江八幡市内の医療機関（契約医療機関のみ）で接種することができます。町内の医療機関以外で接種する場合は、契約医療機関であることをご確認ください。

※近江八幡市内の接種できる医療機関は、新聞折り込みによるチラシまたは町ホームページをご覧ください。詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

▼ご確認ください

- この予防接種は法律上の義務ではなく、接種対象者の保護者の希望により受けるものです。
- 原則保護者の同意・同伴が必要です。中学1年生以上は、あらかじめ接種することを保護者の同意書により確認できた場合は、保護者の同伴は必要ありません。
- 乳幼児は母子手帳に接種の記録を記入するため、必ず持参してください。
- 住所・年齢を確認するため、保険証をご持参ください。

予防接種健康被害の救済制度

予防接種が原因と思われる副反応や健康被害について、副反応報告基準に基づき国へ報告をします。

予防接種による健康被害事故の対応はPMA（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）が実施する医薬品副作用被害救済制度が対応します。

1 子宮頸（けい）がん予防ワクチン

対象年齢	目　的	効　果
中学1年生～高校1年生に当たる年齢の女子（年度年齢） ※感染の可能性の少ない年齢の接種が最適といわれているため	ヒトパピローマウイルス（HPV）感染による子宮頸がんの予防	HPV16型・18型の感染を予防することにより6～7割の子宮頸がんを予防できます。

3回の接種が必要です

1回目	初回免疫
2回目	1カ月後に接種
3回目	6カ月後に接種

2 ヒブワクチン

対象年齢	目　的	効　果
0～4歳（接種日の年齢）	インフルエンザ菌b型（ヒブ）による髄膜（ずいまく）炎・肺炎・中耳炎・気管支炎の予防	小児用肺炎球菌ワクチンを併用することにより、8～9割の髄膜炎を予防することができます。

＜標準的な接種スケジュール＞

接種開始年齢
生後２～６カ月

➡ 初回免疫として4～8週間隔で3回接種後、おおむね1年後に追加免疫として4回目の接種

※接種開始年齢が1歳以上の場合は、通常1回の接種です。

3 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	目　的	効　果
0～4歳（接種日の年齢）	肺炎球菌による髄膜炎・肺炎・中耳炎の予防	ヒブワクチンを併用することにより、8～9割の髄膜炎を予防することができます。

＜標準的な接種スケジュール＞

接種開始年齢
生後２～６カ月

➡ 初回免疫として27日以上の間隔で1歳までに3回接種後、60日以上の間隔を空けて追加免疫として1歳～1歳半までに4回目の接種

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンを接種することにより、死亡や後遺症の恐れのある「細菌性髄膜炎」やその前段階である「菌血症」を約90パーセント予防することができます。

これらのワクチンの接種後は、「BCG」、「ポリオ」、「MR」などの生ワクチンは27日以上、三種混合などの「不活化ワクチン」は6日以上間隔を開けて接種してください。また、医師が認めた場合は、ワクチンの同時接種は可能ですので、かかりつけの医師にご相談ください。

4月1日金から
町施設の使用料 幼稚園保育料などが変わります

竜王町は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、高齢者や障がいのある人の社会参加をしっかりと応援します！

竜王町では、行財政改革の一環として公の施設の使用料・減免基準を見直しました。現行の減免基準では施設ごとに基準が異なり、また、申請団体などのほとんどが減免対象となっていることから、住民負担の公平性や施設の維持管理費の負担などが課題となっていました。

このため、施設ごとに異なっていた基準を統一することと併せ、子どもや高齢者、障がいのある人に配慮した基準に変更し、使用料についても、最低限の維持費（光熱水費など）を使用者に負担していただくよう変更しました。皆さんのご理解をお願いいたします。

竜王町公民館

町公民館がリニューアル

3月は、新しい町公民館のお試し期間とし、町民の皆さんは無料で各部屋をご利用いただけます。（関連→21ページ）

開館日■月～日曜日（年末年始を除く）

使用料金表（1時間当たり）

部屋名	ホール	調理室	和　室	会議室	研修室	音楽室
料　金	800円	200円	150円	150円	200円	200円

※各階の間取りや用途などは広報3月号で詳しくお知らせします。

武道交流会館

多目的ホールについては、利用状況に合わせるため、A面（柔道用：畳面）とB面（剣道用：床面）に分けました。また、新たに研修室が利用できます。

（1時間当たり）

利用時間帯		8:30～18:30	18:30～22:00
多目的ホール	両面	400円	500円
	A面	200円	250円
	B面	200円	250円
研　修　室		100円	

小・中学校体育施設

同じ時間帯で複数の団体が利用する場合は、下表の半額となります。こ

（1時間当たり）

利用時間帯		8:30～18:00	18:00～22:00※
体育館	竜小 西小	200円	200円
	竜中		200円
運動場	竜小 西小	200円	

※竜中の時間区分は19：00～22：00

町施設使用料の取り扱い

町施設の使用料について、受益者負担の観点からこれまでの申請による減免措置を廃止し、新たに町内居住者で18歳以下の人、65歳以上の人および障がいのある人について、既定の使用料を下表のとおり取り扱うことになりました。

施　設　名	問い合わせ先	対　象　者 ※1	
		町内居住者で18歳以下の人	●町内居住者で65歳以上の人 ●障がいのある人 ※2
公民館	公民館 ☎58-1005	無　料	既定の使用料の半　額
武道交流会館	生涯学習課 ☎58-3711		
小・中学校体育施設	生涯学習課 ☎58-3711		
農村運動広場	雪野山史跡広場 妹背の里 ☎57-1819		
ふれあいプラザ（鵜川・岡屋・弓削・鏡）	竜王町社会福祉協議会 ☎58-1475		
妹背の里	雪野山史跡広場 妹背の里 ☎57-1819	既定の使用料の半　額	
農村環境改善センター	みらいパーク竜王 ☎57-1029		
農村女性の家	産業振興課 ☎58-3706		
勤労福祉会館	産業振興課 ☎58-3706		
地域産業研修センター	地域振興事業団（ドラゴンふれあいセンター内） ☎58-3115		
都市公園（総合運動公園）	地域振興事業団（ドラゴンハット内） ☎58-3172		

※1　多人数で施設を利用される場合は、対象者が半数以上を占める場合に適用します。
※2　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がいのある人

幼稚園保育料など

問 学務課 ☎58-3710

預かり保育を本格実施！

子育て支援の充実に向けて、受け入れ態勢を整備しています。これまで、試行実施していた預かり保育は、4月1日から制度として位置付け、本格的に子育て中の皆さんを応援します！

通学通園自動車使用料

使用する一人につき	月額1200円

幼稚園保育料

保育料	年間60000円

幼稚園預かり保育料

4歳～5歳児対象	月額4400円

幼稚園一時預かり保育料（月5回まで）

4歳～5歳児対象	1回当たり500円

まちのホットニュース

▼少年時代からの厳しい練習を乗り越えプロとなった過程を語る中川選手のトークショーに真剣に耳を傾ける子どもたち

野球が好きな子どもたちへエール！

「竜王野球スポーツ少年団30周年記念事業」で町出身の中川裕貴選手が激励

1月10日、竜王町立武道交流会館で、今年30周年を迎える竜王野球スポーツ少年団による「竜王野球スポーツ少年団30周年記念事業」が開催されました。

この記念事業には、同スポーツ少年団出身で中日ドラゴンズに所属する中川裕貴選手が招かれ、町内スポーツ少年団に所属する子どもらなど約180人が、中川選手のトークショーに耳を傾けました。中川選手は、高校時代のエピソードやこれからの目標などを語られ、「厳しい練習も野球が好きならきっと乗り越えられるはず。子どもたちには、この先もずっと野球を続けてほしい」と子どもたちへエールを送られました。あこがれのプロ野球選手を前に目を輝かせながら握手を求める子どもたち。中川選手からは、野球ボール10ダースとサイン色紙がプレゼントされました。

▲竜山町長から祝詞と祝金が手渡されました

祝100歳！山添佐一さん

長寿のお祝いに町長が訪問

1月16日、山添佐一さん（薬師）が100歳の誕生日を迎えられたことを記念して、竹山町長が山添さんを訪問し、長寿のお祝いをしました。

竹山町長は「100歳の誕生日を迎えられ、おめでとうございます」と、日ごろのご健康に対しお祝いと賞賛の言葉を述べました。町内の男性の中では最高齢者となる山添さんは、普段はテレビやラジオ、新聞などを楽しんでおられ、心身ともに健康なご様子。この日は、ご家族の皆さんも一緒に祝福され、山添さんは「体を大切に過ごしてきたことで100歳までやってこれた。家族に支えられて毎日を楽しく過ごせて幸せ」と家族への感謝の気持ちを語られました。山添さん、おめでとうございます。

▼カルタを使って「火の用心」を啓発する町消防団 女性消防隊の皆さん

地域を守る女性の力！

高齢者を対象に女性消防隊が防火啓発

11月30日、岡屋構造改善センターで、竜王町消防団 女性消防隊の皆さんが住民の防火意識を促す「火の用心カルタ」を使い、老人クラブの会員を対象に防火啓発を行いました。

また、12月19日に新村地区、23日に山中地区の高齢者を自治会役員や民生委員児童委員と共に同隊員らが訪問し、防火についての呼び掛けや、住宅用火災警報器の設置についての説明を行いました。隊員らは「ストーブの近くには燃えやすいものは置かない」、「ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消すこと」などの火の用心の心掛けを一つ一つ丁寧に呼び掛けました。女性消防隊の皆さん、これからも地域防災のため、よろしくお願いします。

図書170冊をありがとう！

「コマツキャブテック」が竜中に図書を寄贈

1月7日、コマツキャブテック株式会社（薬師）から、図書とブックトラック合わせて100万円分が竜王中学校へ寄贈され、同学校体育館で始業式に続いて行われた寄贈式にて、町教育委員会から感謝状が贈呈されました。

贈られた170冊の図書は、同学校で実施されている授業開始前の「朝読書」や授業の調べ物に大切に活用されます。同社代表取締役社長は、「竜中は読書に力を入れていると聞いたので、多くの生徒に活用してもらえるとうれしい」と話されました。同社は、地元への社会貢献として来年も町の学校へ本を贈られる予定とのことです。

▼コマツキャブテック株式会社の皆さんと岡谷教育長

▲図鑑や文学集などさまざまなジャンルの170冊

応援！ふるさと

12月14日、竜王町出身の杉山國雄（すぎやまくにお）さんから、竜王町に「竜王町の発展のために」と、5000円を寄附していただきました。

この寄附は、「若い力を育て、夢と希望にあふれる人づくり事業」（教育・文化・スポーツなどの振興および子育て支援、次世代育成など）に使わせていただきます。

12月21日、匿名を希望される方から、竜王町に100万円を寄附していただきました。

この寄附は、「心とからだを鍛え、明るい家庭が育つ温もりづくり事業」（社会福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、健康増進など）および「若い力を育て、夢と希望にあふれる人づくり事業」（教育・文化・スポーツなどの振興および子育て支援、次世代育成など）に使わせていただきます。

平成20年から、ふるさとを応援したいという思いを生かすことができるよう「竜王町未来につなぐふるさと交竜基金」が創設され、ふるさと納税制度として個人住民税の寄附金控除が拡充されています。

祝 新成人

▼20歳の自分に向けた作文を懐かしむ新成人の皆さん

▼母校の竜王中学校を背に記念撮影

▲平成２年４月２日～平成３年４月１日生まれの新成人の皆さん

私たち二十歳（はたち）になりました！

「新成人の祝典」で新たな門出

1月9日、「平成23年新成人の祝典」が竜王町立武道交流会館で盛大に挙行され、新成人318人の新たな門出を祝いました。

式典では、新成人の代表が、今日まで多くの人から愛情を受けて育ってきたことへの感謝とともに、この節目に際しての決意を込めた「誓いの言葉」を述べ、新成人として責任ある行動をとる大人になることを誓いました。式典終了後の「ふれあいパーティー」では、お世話になった恩師を交え、中学生のころに20歳の自分に向けて書いた作文で当時を懐かしんだり、30歳になった10年後に開封するタイムカプセルを作ったりして、過去と未来の自分に思いを馳せるひとときを過ごしました。

この記念すべき日に竹山町長からは、「地域のリーダーとして、英知と勇気と情熱を持って社会に貢献してもらいたい」と、新たな門出を迎えた皆さんへ期待を込めた激励のメッセージが贈られました。

誓いの言葉

人生の節目となる今日を迎えるにあたり、私たちは次のことを誓いの言葉といたします。

一．社会のルールを守り、
　　責任ある行動を心がけます。
一．誰もが楽しく暮らせる
　　平和な社会を築いていきます。
一．出会いを大切にし、
　　思いやりのある行動をします。
一．初心を忘れず目標を持ち日々成長します。
一．自然を愛し、環境美化に努めます。
一．これからも竜王町を愛していきます。

以上の決意を述べ、新成人としてふさわしい大人になることをここに誓います。

二〇一一年一月九日
（一部抜粋）

身体や暮らしの点検をしてみませんか？

竜王町 自分でするリハビリ事業を実施します

「ひざや腰の痛みにより動きづらい」、「元気でいられるような体操メニューが知りたい」などと思っている人はいませんか。

竜王町では、家事など日常の動作が困難な人を対象に、リハビリの専門家（理学療法士・作業療法士）が自宅にお伺いして身体のことや暮らしのことに関するアドバイスを行っています。ぜひこの機会にご利用ください。

〝自分でするリハビリ〟ってなんだろう？

自分でするリハビリとは、「体が悪くなってから行う」、「専門家にしてもらう」というリハビリの見方を変え、「今より体が悪くならないように」現在の状態の維持・改善を目指し、予防の意識・知識を持ちながら主体的に行うものです。

対象

次に該当する人または団体が対象です。年齢は問いません。

- 竜王町在住者（介護保険認定者は除く）
- 「おたっしゃ教室」や「老人会」などの団体

※訪問の前に主治医に行ってはいけない動作・姿勢などを確認していただくことがあります。

費用

無料（利用回数は原則1回です）

申し込み

個人・団体とも左記へお申し込みください。

※個人の場合は、主治医の意見を聞いてください。

問 竜王町地域包括支援センター（福祉課内）☎有 58・3704

いにしえ成人式

「鏡の里元服式」

元服式で新しいスタートを切りませんか

源義経が元服した竜王、鏡の地で「元服式」が古式ゆかしく行われます。いにしえの元服式で、新しいスタートを切りませんか。

と　き■3月6日日 9:50～14:00
場　所■鏡神社、道の駅「竜王かがみの里」
参加費■1万円（貸衣装代など含む）
対　象■13歳以上ならどなたでも（上限無し）
定　員■10人（男性5人、女性5人）
※応募者多数の場合は抽選
申し込み■観光協会事務局へご連絡ください。
申込締め切り■2月21日（月）まで
※17:00までにご連絡ください。

問 竜王町観光協会事務局（産業振興課内）☎有 58-3715 HP http://www.rmc.ne.jp/dragon-kanko/

竜王町エコライフ推進協議会

エコライフしていますか？

竜王町エコライフ推進協議会では、48人の会員が水環境対策部会、ごみ減量対策部会、省エネルギー対策部会の3部会に分かれて環境保全活動やエコライフの啓発活動に取り組んでいます。

エコライフ推進協議会は、昨年7月に古紙のリサイクルを行っている黒田紙業株式会社（草津市）を訪問し、古紙リサイクルの現状について学びました。また、滋賀県と合同で「ごみのポイ捨て禁止啓発活動」を実施しました。

10月には中部清掃組合を訪問し、竜王町のごみ処理の現状について研修を行いました。また、環境関連の情報収集のため、「びわこ環境ビジネスメッセ」を視察しました。

12月には、環境美化活動の取り組みとして町内一斉清掃に参加したほか、道の駅「竜王かがみの里」で、来場者にマイバッグの持参を呼び掛ける「お買い物袋持参運動」を実施しました。そして、今年1月には、活動内容をパネルにまとめて町立図書館に展示しました。

▲「三井アウトレットパーク 滋賀竜王」で、ごみのポイ捨て禁止啓発活動を実施

▲マイバッグの持参を呼び掛ける「お買い物袋持参運動」

❶ 水環境対策部会

ホタルが生息している場所は、きれいな水と環境に恵まれているといわれています。

そこで、町内のどの場所にどれだけホタルが生息しているのかを把握するため、各会員の近くの川でホタルの生息状況を調査して「ホタルマップ」を作成しました。

また、昨年6月から10月にかけて町内の河川の水質調査を行いました。

ホタルマップ

▲町内のどこにどれだけホタルが生息しているかが分かる「ホタルマップ」を作成しました

各部会の活動内容を、防災センター1階にパネルで掲示していますので、ぜひご覧ください。

エコライフ推進協議会では、環境保全について共に考え、活動していただける人を募集します。詳細は広報3月号に掲載します。

❷ ごみ減量対策部会

昨年7月から8月にかけて、各会員の家庭から出される可燃ごみと不燃ごみを計量し、各家庭のごみの量の実態把握とごみ減量化への意識付けを行いました。

また、町民の皆さん182人に「ごみダイエットアンケート」にご協力いただき、ごみ減量化に対する意識調査と、ごみの分別や減量の啓発を行いました。

ごみダイエットに対する意識（対象：町民182人）

一日一人当たりのごみ平均重量

❸ 省エネルギー対策部会

地球温暖化防止活動として、各部会員が自宅でグリーンカーテン作りに取り組み、地域住民への省エネ啓発を行いました。

また、各会員と地域の皆さん225人に協力いただき、家庭で取り組める省エネ活動「5つのエコライフメニュー」に4週間取り組み、各家庭から排出される二酸化炭素を削減し、省エネの意識付けを行いました。

そのほか、昨年7月から今年3月にかけて「省エネルギー知恵袋啓発」として、家庭でできるエコライフについて有線放送でお知らせしています。

▲ゴーヤーのグリーンカーテン

日差しを遮るグリーンカーテンは、室温の上昇を抑える効果があり、植物の光合成により二酸化炭素を吸収します。

59世帯（225人）で「5つのエコライフメニュー」を実施した結果、4週間でCO_2（二酸化炭素）を合計約1797キログラム削減することができました。これを杉の木のCO_2吸収量に換算すると約128本分にもなります。

※杉の木換算（年間吸収量）：平均数14kg／本
（財）省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より

地球温暖化をストップするための 5つのエコライフメニュー

※かっこ内は二酸化炭素の削減量を表しています。

①テレビを見る時間を1時間短縮 ➡（32型液晶テレビの場合25g減）
②冷房の設定温度を28度にして1時間短縮 ➡（65g減）
③炊飯器の保温をやめる ➡（94g減）
④シャワーの使用時間を一人1分短縮 ➡（74g減）
⑤自動車はふんわりスタートで発進する ➡（527g減）

二酸化炭素の削減量

（単位：g）

参加人数	1週間目	2週間目	3週間目	4週間目	合　計
225人	465,952	442,997	438,727	449,476	1,797,152

次世代へのギフト

みんなで創る未来への設計図 16

問 政策推進課 政策推進係 ノ有 58-3701

竜王町総合基本計画審議会において、第五次竜王町総合計画の根幹となる基本構想（案）に対する意見が取りまとめられ、昨年12月に町長への答申が行われました。今回は、審議会からの答申の内容についてお知らせします。

第五次竜王町総合計画「基本構想」(案)への答申がされました

平成21年7月、町長から審議会へ総合計画の策定に向けた諮問（意見を求めること）がされました。これを受け、9回にわたる審議の結果、昨年12月に審議会会長から町長に対して、基本構想（案）への答申書が手渡されました。

その後の懇談では、答申の内容に加えて、「集落周辺への住宅建設を可能にするための制度の活用や現在社員寮に住んでいる人への定住支援など、若い人に竜王町に留まってもらえる施策の展開をお願いしたい」、「住民を交えた計画の進捗管理をお願いしたい」、「竜王町を愛する気持ちをはぐくんでほしい」などの意見をいただきました。

また、竹山町長からは「総合計画をいつも携え、まちづくりに取り組んでいきたい。この計画の柱となる人口増加に向けて、具体的な取り組みを進めていきたい」とのこれからのまちづくりに向けた決意が語られました。

なお、基本構想は町議会の議決（審議）によって正式に決定します。

基本構想は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て定めるものです。

第五次竜王町総合計画

基本構想（平成23年度～平成32年度）

現在の魅力を持続・発展させるために

基本計画（前期：平成23年度～平成27年度）
（後期：平成28年度～平成32年度）

さらにまちを煌（きらめ）かせるために

重点プロジェクト（前期：平成23年度～平成27年度）
（後期：平成28年度～平成32年度）

現在の竜王町だからこそ必要な施策を重点プロジェクト化

パブリックコメントへのご協力ありがとうございました

昨年11月下旬に皆さんのご家庭に計画案の概要版を送付し、ご意見をいただくパブリックコメントを実施しました。

計画への反映と併せ、具体的な内容については、今後のまちづくりの実践に活用させていただきます。

こんなご意見をいただきました

■協働に対する認識について

●町は協働に期待しすぎではないか

●協働を進めるためには、住民が引き付けられるような仕組みづくりが大切

A 協働は行政からお願いするものではなく、地域の中で町民が主体的に考え、活動するときに行政が一緒に考え行動していく姿であると考えています。今後は、町民の皆さんが参画しやすいと思える仕組みづくりに力を入れて取り組んでいきます。

特に重視してほしい事項

1 総合計画の趣旨と内容を分かりやすく親しみやすい方法で広く町民に周知し、町民の理解と協力が得られるよう工夫するなど、その実現に向けて努力されたい。

2 町民・行政など、多様な主体の参画による連携・協働のまちづくりについては、タウンセンターエリアのまちづくり・人育て機能を十分に生かし、具体的な推進手法やルールづくりを早急に見いだし、その対応を図られたい。

3 計画の推進には、定期的に評価・検証を行い、適切な進捗管理を行うこと。そのために本構想、ならびに全体計画においては、数値を用いた成果指標など分かりやすい目標設定をされたい。

4 計画の実行、町の将来像の実現に向けて、厳しい社会経済情勢や行財政状況の中ではあるが、特に戦略的に取り組む重点プロジェクトの展開に当たっては、推進体制などをしっかりと整えられたい。

5 社会経済情勢の変化など、町の方向性に変革をもたらす事態が生じた場合には、的確に状況を把握し、町民との共有のもとに弾力的な対応や計画の適切な見直しができるよう配慮されたい。

答申書の内容（抜粋）

当審議会としては、町民憲章に謳（うた）われる「緑と文化の町」を根幹的なまちの理念としながら、交流人口、定住人口の増加に向けた取り組みなど、新たな時代を切り拓（ひら）いていくための指針として、**「“ひと” 育ち みんなで煌（きらめ）く 交竜の郷（さと）」**を将来像とする本計画案を適切と認め、ここに答申します。

“ひと”に視点を置いた本計画案において、「“ひと”育て」の観点や産業振興、税収確保など、適切な行財政運営が可能となるよう、また、竜王町らしいオリジナルのまちづくりが行われるよう期待します。

また、この計画は当審議会による検討・審議のみならず、町民意識調査、中学生アンケート調査、地域創造まちづくり懇談会、パブリックコメントなど、あらゆる機会を通じ、町民の意見を計画に取り入れてきました。その姿勢を評価するとともに、今後のまちづくりにおいても、協働の理念に基づき、これを継続していただくことを望みます。

竜王町総合基本計画審議会委員の皆さん

（平成22年12月現在）（順不同、敬称略）

会長 大橋裕子	杉本美幸	澤　綾子
	大橋　弘	若井康匡
副会長 若井幸司	邑地礼子	山田　晃
	坂本　圭	西　善一
山田義明	坂口直司	谷口浩志 びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科　教授

■子育て施策の充実について

●定住人口の増加に向け、子育て施策の充実が必要

A 今後、人口増加を図るためには、若い世代の流入が欠かせないことから、子育て施策について町民の皆さんの意見を取り入れながら充実に努めます。

■計画の実行性について

●「絵に描いたもち」にならないようにしてほしい

●財源の裏付けが必要ではないか

A 今後、具体的な行動目標と併せ、適切な財政計画を設定し、計画の進捗管理、評価・改善をしっかりと行っていきます。

40人の皆さんから合計100件以上のご意見を頂きました

国民年金のご案内

問 ●住民税務課 医療年金係 ☎内 58-3702
●草津年金事務所 ☎ 077-567-2220

国民年金制度とは

国民年金は、現役世代が高齢世代を支え、現役世代が高齢世代になったときに次の世代が支えるという「世代と世代の支え合い」（相互扶助）の仕組みで成り立っています。日本国内に住所のある20歳から60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

保険料の納付は口座振替の「1年前納」がお得です ～お申し込みは2月末まで～

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納（将来分をまとめて納付）すると保険料の割引があり、大変お得です。

平成23年4月分からの保険料を、口座振替で1年前納または6カ月前納することを希望される場合は、今年2月末までに口座振替を希望される金融機関・郵便局または草津年金事務所で手続きをお願いします。（手数料は不要です）

※現在口座振替を利用されている人であっても、振替方法の変更を希望される場合は手続きが必要になりますので、ご注意ください。

お得！

平成22年度保険料を口座振替した場合	保険料額	割引額
1年前納（4月分～翌年3月分の保険料を4月末に振替）	17万7400円	3800円
6カ月前納（4月分～9月分の保険料を4月末に、または10月分～翌年3月分の保険料を10月末に振替）	8万9570円	1030円
早割制度（毎月の保険料を当月末に振替）	1万5050円	50円
翌月振替（毎月の保険料を翌月末に振替）	1万5100円	なし

（平成23年度の保険料は、2月末までに告示予定）

年金の加入期間が25年未満の人へ「カラ期間」はありませんか？

老齢基礎年金を受給するためには、原則として受給資格期間（25年）を満たしていなければ、年金を受け取ることができません。これまで年金の加入期間が足りず「年金は受けられない」とあきらめていた人は、「カラ期間」に該当する期間がないかをご確認ください。年金の加入期間と「カラ期間」を合わせて25年以上あれば、老後の年金を受け取ることができます。

●「カラ期間」とは

正式には、「合算対象期間」といい、老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に期間の計算には入れますが、年金額には反映されない期間のことです。年金額に反映されないため「カラ期間」と呼ばれています。

●「カラ期間」の例

①会社員または公務員の配偶者で扶養されていた期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間

②海外に在住していた期間（日本国籍を有する人が対象）

③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間

※いずれも20歳以上60歳未満の期間が対象です。

配偶者の厚生年金の加算額の対象になっていた人（※1）は、「カラ期間」が25年以上あれば「振替加算」（※2）のみの老齢基礎年金を受け取ることができる場合があります。

詳しくは草津年金事務所へお問い合わせください。

※1 厚生年金の加算額の対象者とは
自分自身の年金を受けられない65歳未満の配偶者か18歳到達年度の末日までの未婚の子がいる人で、厚生年金加入期間が20年（40歳以降15年）以上ある人のことです。配偶者が65歳になるまで配偶者の定額部分に上乗せして加算金が支給されます。

※2 「振替加算」とは
厚生年金の加算の対象になっていた配偶者が65歳になると、配偶者の老齢基礎年金に上乗せして支給されるものです。
＊年収850万円未満の妻に限ります。
＊夫婦共に誕生日が大正15年4月2日以後の場合に限ります。

教育委員会だより

竜王町教育委員会事務局

文化財を地域活性化の力に

皆さんの周りに昔から変わらずある「文化財」は、今までそこに住む一人一人の共有の財産として大切に受け継がれ、守り伝えられてきたものです。

また、一つ一つの文化財は、その地域固有の豊かな歴史と文化を生き生きと物語る**「歴史的・文化的資産」**、地域の活性化に貢献し、場合によっては産業の育成や観光にも結びつくこともあるなど、地域づくりを進める上で多様な価値を持つ**「地域の資産」**、そして、先人たちの生きるための知恵や力などについて学ぶための教材として、学校教育や社会教育の諸活動で活用することもできる**「教育的資産」**という3つの性格を持っています。

このように、文化財は多様な価値を持ち、それぞれに個性豊かな文化財が地域のシンボルとなり、地域への誇りや愛着をはぐくみ、個性ある地域づくりのための格好の素材として地域活性のきっかけにもなると考えられます。

例えば、その土地にある古墳などの埋蔵文化財について広く周知し、その場に訪れる人との交流を図るために、地域の皆さんが主体となってその埋蔵文化財を活用したイベントなどを行うとします。これによって、イベントの当日までの企画、草刈りなどの整備といった活動を通して、地域の皆さんに文化財やそれにまつわる地域の歴史に対する共通理解と、地域の一体感が生まれてくるということがあると思います。

そのため、今日まで守り伝えられてきた地域の文化財を私たちの地域の過去と現代をつなぐ視点から見つめ直しながら、私たち自身が主体になって積極的に保護に努めていかなければなりません。

みんな私の人権

♪♪人権コラム♫
～竜王町人権結婚相談委員～

福祉活動で感じた人権の大切さ

地域の福祉活動について考える会議に参加したときのことです。福祉活動の担い手の育成をどのようにしていくかという話し合いの中で、福祉活動には女性ばかりではなく、男性も役割に応じて多くの皆さんが参加されているとの発言がありました。

近年、高齢化社会を迎えて人と人とのつながりが希薄になってきている地域社会の中で、みんなが共に生きるためには、身近な福祉活動が今まさに必要とされてきています。

住み良いということは、人々が心を許し合い、高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、男性も女性も互いに助け合い、支え合いながら共に人間らしい生活が送れることではないでしょうか。

買い物や交通の利便性だけでは真に住み良い地域とはなりません。一人一人が自分を大切にする心とともに他人を大切にする心を持って、一人一人の人権を大切に、誰もが生き生き安心して暮らせる地域づくりをしていきたいものです。

みんなが互いに支え合いながら
生活していくことで、住み良い地域づくりを…

お体大切に

国保診療所だより

問 竜王町歯科診療所 ☎有 57-1133

トラブルを引き起こす前の対処法

「親知らず」が生えてきたら…

竜王町歯科診療所
小島歯科医師

「親知らず」とは、前から数えて8番目の歯のことです。多くの場合、子が親元から離れた20歳前後に生えるため、親が歯の生え始めを知ることがないことから「親知らず」という名が付いたといわれています。

近年、食生活の変化により、昔に比べあごが成長せず小顔な人が増えています。あごの骨が小さいと親知らずの生えてくるスペースが不足し、傾いて生えたり、あごの中に埋まったままになるケースが多くあります。親知らずが普通に生え出し、上下の歯がしっかりと噛(か)み合っていれば問題ありませんが、きちんと生えていないと親知らずの周りが磨き残しなどのために不潔になりやすく、さまざまなトラブルを引き起こします。よくある初期症状は、一番奥の歯肉の痛みや腫(は)れですが、さらに重症化すると開口障害(口が開けにくい)、嚥下(えんげ)痛(のどの痛み)、ほお部の腫れが現れます。また、食事が取れなくなるほどの激しい痛みや発熱、倦怠(けんたい)感など全身の状態が悪くなると入院しなければならないケースも少なくありません。

親知らずに異常を見つけたら歯科医の診察を受けられることをお勧めします。現在の状態を把握し、今後どのような状態になるのか、また、どのような処置をすれば良いのか相談してみましょう。

発信! 地域のおたっしゃ教室

おたっしゃ通信

地域で取り組まれている介護予防教室「おたっしゃ教室」におじゃましました。

問 福祉課
地域包括支援センター
☎有 58-3704
FAX 58-8019

信濃 楽しみながら長続きできる「おたっしゃ教室」

信濃では、現在サポーター4人と参加者9人で、歌いながら体操をしたり手遊びやお口の体操をしたりして楽しんでいます。時には、イチゴ園や喫茶店へ出掛けて外出も楽しんでいます。

- 第1・3月曜日
- 13:30〜15:30
- 信濃集落センター

参加者「家にいると世間の話が分からないけれど、ここに来ると話が聞ける」(70歳代)

参加者「なるべく参加しようと前向きに考えている」、「今度はいつかなと、心待ちにしている」、「一日も休まず来ている」、「みんながすることをできたら良い」、「人に会えるのが楽しい」(80歳代)

サポーター「話が楽しい。老人車を押して来ています」(90歳代)

「みんなの意見を尊重して長続きできるおたっしゃ教室を目指しています。作品作りも、作り上げる喜びと達成感を味わってもらえたら良いと思います」

本のもり

イベント紹介

開館10周年記念事業

本を語る"本の帯"コレクション「オビコレ!」展

図書館の利用者の皆さんが応募された手作りの「お薦めしたい本の帯」の展示です。

展示期間■2月2日(水)～27日(日)
場　所■町立図書館 展示コーナー

オススメの新刊

―自分を見直す・自分を変える―

あなたにありがとう。
著＝松浦 弥太郎
出版＝PHP エディターズ・グループ

ほんのちょっとのことで揺らいでしまう人間関係を整える工夫が書かれています。

人は一瞬で変われる
著＝鎌田 實
出版＝集英社

「人は変われる。しかも、変わるための大事な一瞬がある」と、著者は言います。困難な状況から変わった人の事例を挙げて、勇気を持って一歩を踏み出すことを呼び掛けています。

問 竜王町立図書館 ☎有 57-8080

子育てインフォ information

子育てワンポイントチェック❽

問 健康推進課 子育て支援係（保健センター内）
☎有 58-1006

子どもに何かお手伝いをさせていますか？
❶させている
❷させていない

食事のとき「一緒にお茶わんを並べるのを手伝って」と声を掛けると、子どもは手伝ってくれます。上手にできなくても「ありがとう。助かったわ」と褒めてあげると、子どもは喜んで次からも手伝ってくれ、会話も弾みます。

お手伝いをすることで子どもの生活体験が豊かになり、生活力や自分で判断して行動する力が身につきます。また、お手伝いをすることは、責任感や思いやりの土台にもなります。

洗濯物の取り込み、ごみ出し、玄関の履物そろえなど、子どもができそうなこと、身近なこと、興味がありそうなことから頼み、初めは一緒にして必ず褒めましょう。そして、毎日するお手伝いを決めて、続けさせるようにしましょう。

ニュースレター

公民館

これからも住民皆さんに愛され、気軽に利用できる公民館を目指します

竜王町の宝

竜王町公民館がリニューアルオープン！

(関連→8ページ)

問 竜王町公民館 ☎有 58-1005 FAX 58-1979

3月1日、いよいよ町公民館がリニューアルオープンします。3月は新しい町公民館のお試し期間とし、町民の皆さんは無料でご利用できます。詳細は、町公民館へお問い合わせください。

※一部、行事により貸館ができない場合があります。

利用の受付	3月中の利用	4月1日以降の利用
受付日時	2月1日(火)から受付 8:30～17:00 (日・月曜日および祝日は除く)	3月1日(火)から受付 8:30～17:00 (日・月曜日および祝日は除く)
受付場所	公民館仮事務所 (図書館玄関西側 会議室)	(新)竜王町公民館 1階 スタッフルーム

●3月の予定

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1日	●竣工式
5日・6日	●竜王町青年大会・文化の部
12日	●じんけんを考えるみんなのつどい
19日・20日	●公民館リニューアルイベント&文化の祭典

おしらせ

近江八幡八日市都市計画変更案の縦覧を行います

役場発

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、近江八幡八日市都市計画変更案について縦覧を行います。変更案に意見のある場合は、縦覧場所で意見書を提出することができます。

都市計画の内容■
- 近江八幡八日市都市計画区域区分の変更
- 近江八幡八日市都市計画用途地域の変更

縦覧期間■2月9日(水)～23日(水)8時30分～17時15分(土・日曜日および祝日を除く)

縦覧場所■役場 建設水道課(庁舎1階)

問 建設水道課 都市計画係 ☎有 58-3708

献血にご協力をお願いします

役場発

一人でも多くの皆さんのご協力をお願いします。

受付時間■2月22日(火) 10時～11時、13時～15時(要予約)

場所■保健センター

献血種類■今回の献血は、成分献血のみとなっています。
- 成分献血…血小板や血漿(けっしょう)といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球を再び体内に戻す方法です。

持ち物■献血カード(持っている人)、身分を証明できる物(免許証や保険証など)

申し込み■2月15日(火)までに保健センターへお申し込みください。

問 健康推進課 保健予防係(保健センター内) ☎有 58-1006 FAX 58-1007

はたちの献血キャンペーン
1月1日～2月28日
実施中!

地デジ未対応の方へ 地上デジタル放送 簡易チューナーを無償給付します!

支援対象1 新たに支援対象となりました! 市町村民税非課税世帯の方

支援内容■
❶簡易なチューナー(1台)をお住まいへ配送します。
❷設置方法と操作方法を電話でサポートします。

支援対象2 NHKの放送受信料全額免除世帯の方

支援内容■
❶お住まいへ訪問して、簡易なチューナー(1台)を設置し、操作説明を行います。
❷簡易なチューナーのみで地上デジタル放送が視聴できない場合は、アンテナの改修なども行います。
❸共同受信施設・ケーブルテレビの必要最低限の改修経費を負担します。

NHKの放送受信料全額免除世帯とは
- 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- 障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- 社会福祉施設に入所されている世帯

申込期限 7月24日(日)まで【消印有効】

- 4月1日以降の申し込みについては、国の平成23年度予算の成立が前提です。
- 締め切り直前になると申し込みが集中する恐れがありますので、早目にお申し込みください。

お問い合わせ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

- 市町村民税非課税世帯への支援について
  「ナビダイヤル」☎ 0570-023724
  FAX 043-302-0284
  ※ナビダイヤルがご利用できない場合は…
  ☎ 043-332-2525
- NHKの放送受信料全額免除世帯への支援について
  「ナビダイヤル」☎ 0570-033840
  FAX 044-966-8719
  ※ナビダイヤルがご利用できない場合は…
  ☎ 044-969-5425

問 政策推進課 人権広報係 ☎有 58-3701

育児

「ちびっこ幼稚園」にお越しください！

★竜王幼稚園「一日体験入園」

対象■次年度入園予定児

とき■2月24日(木) 9時50分～11時（9時30分から遊戯室前で受付）

場所■竜王幼稚園 遊戯室

内容■3・4歳児と一緒に楽しく遊んで過ごします。

持ち物■保護者とお子さんの上履き

その他■

●駐車場は、園舎北側駐車場をご利用ください。また、駐車場では必ずお子さんの手をつなぎ、安全に十分注意してください。

●風邪などが流行する時期ですので、当日、体調が悪い人の参加はご遠慮ください。

問 竜王幼稚園 ☎有 57・0009

★竜王西幼稚園「一日体験入園」

対象■次年度入園予定児

とき■3月4日(金) 9時15分～11時（9時30分までに遊戯室へお越しください）

場所■竜王西幼稚園

内容■3・4歳児のお友だちと一緒に遊んで楽しく過ごし、幼稚園での生活を体験します。

持ち物■保護者とお子さんの上履き、タオル

その他■

●駐車場は、西小学校駐車場をご利用ください。また、駐車場の門、園の門は必ず閉めてください。

●お子さんにけがのないよう、おうちの人がしっかりと見てください。

問 竜王西幼稚園 ☎有 58・2356

募集

子どもゆめ基金助成事業「第35回ちびっこ探険学校ヨロン島」の参加者を募集します

財団法人 国際青少年研修協会では、「ちびっこ探険学校ヨロン島」の参加者を全国より募集します。

期間■3月27日(日)～4月2日(土)の6泊7日

場所■鹿児島県大島郡与論町

内容■海水浴、イカダ作り、イカダこぎ、ハーレー船大会、サトウキビ刈り・絞り、洞窟探検など

定員■小学2年～6年生の日本人200人、在日外国人110人

申込締め切り■3月7日(月)（先着順）

その他■まずは、左記へ資料をご請求ください。

問 財団法人 国際青少年研修協会 ☎03・6459・4661 HP http://www.kskk.or.jp

まちの相談窓口

相談は無料で、秘密は厳守します

心配ごと相談所

さまざまな心配ごとの相談

- 2月 1日(火)・14日(月)・21(月)
  時間 10:00～12:00 勤労福祉会館
- 3月 1日(火)・11日(金)・22(火)
  時間 10:00～12:00 勤労福祉会館

問 竜王町社会福祉協議会 ☎有 58-1475

行政相談所

国・役所・独立行政法人についての苦情・要望

- 2月14日(月)
  時間 10:00～12:00 勤労福祉会館
- 3月11日(金)
  時間 10:00～12:00 勤労福祉会館

問 総務課 行財政係 ☎有 58-3700

認知症に関する相談

問 福祉課 地域包括支援センター（福祉ステーション1階）
☎有 58-3704 FAX 58-8019

こどもひろば

親子のふれあいの場

- 月・水・木曜日 …… 保健センター
- 火曜日 …… 地域子育て支援センター（ひまわり保育園隣）
- 金曜日 …… 鵜川ふれあいプラザ

※祝日はお休みとなります。

時間 9:30～12:00／13:00～15:30

問 健康推進課 子育て支援係 ☎有 58-1006

浦谷整骨院

各種保険取扱・交通事故・労災

OPEN 8：30～12：30
16：00～20：00
CLOSE 木・日(午後)・祝日

捻挫・打撲・骨折・脱臼

TEL0748-26-1334（予約優先制）

福祉

介護者家族会「ふきのとう」からご案内

役場発

介護者家族会「ふきのとう」では、介護経験者や現在介護をしている人、介護に関心のある人が集まり、介護についての勉強をしたり情報交換をしたりする交流会を開催しています。

今回は、介護者の体調管理のための調理実習を兼ねて交流会を行います。初めての人でも、気軽にご参加ください。

とき■2月17日㈭ 10時～14時
場所■農村女性の家 2階 研修室
内容■調理実習「スタミナとバランスで元気に介護しよう」
費用■無料
持ち物■エプロン、タオル、お茶
申し込み■当日までに左記へお申し込みください。

問 福祉課 地域包括支援センター ☎有 58-3704

イベント

希望が丘文化公園 家族とお泊まり会 ―たいむすりっぷ編―

滋賀県希望が丘文化公園では、自然の中でさまざまな活動を通じて家族のきずなを深め、他家族と交流することを目的に「家族とお泊まり会」を開催します。ぜひご参加ください。

とき■2月11日(金・祝)～12日㈯の1泊2日
場所■滋賀県希望が丘文化公園 青年の城
※東ゲートよりお入りください。
対象■子どもを含む家族や小グループ
定員■80人(先着順)
※定員になり次第、締め切ります。
内容■手打ちうどん作り、竹馬やぽっくりなどのおもちゃ作り、紙芝居、クッキングなど
参加費■大人(高校生以上)5000円、子ども(3歳児～中学生)4500円
●乳幼児(3歳未満)は無料で、食事の必要ない人は2700円です。
●駐車場をご利用の場合は、別途駐車料金(普通車500円)が必要となります。
申し込み■①郵便番号・住所②名前(ふりがな)③性別④年齢・学年(学年は子どものみ)⑤電話番号・FAX番号を明記の上、電話・FAX・メールのいずれかの方法でお申し込みください。
※②③④は、家族全員分をご明記ください。
その他■詳しくは、左記へお問い合わせください。

問 滋賀県希望が丘文化公園 青年の城
☎ 077-586-2111
FAX 007-586-1799
E kibougaoka@shiga-bunshin.or.jp

保健の掲示板 2月1日～3月14日分

2月1日㈫ 3歳6カ月児健診
対象 平成19年7月・8月生まれ

2月10日㈭ 1歳6カ月児健診
対象 平成21年6月・7月生まれ

2月17日㈭ 10カ月児健診
対象 平成22年4月生まれ

2月23日㈬ 4カ月児健診・BCG接種
対象 平成22年10月生まれ
※BCG予診票もご持参ください。

3月8日㈫ 2歳6カ月児健診
対象 平成20年8・9月生まれ

場所 保健センター
受付 13:00～13:20
持ち物 母子健康手帳、質問票

2月18日㈮
赤ちゃんサロン・たまごサロン
場所 保健センター
受付 9:30～13:30、13:30～15:30
※たまごサロンは13:30～15:30(要予約)
持ち物 母子健康手帳

詳しくは保健センターへお問い合わせください

問 健康推進課 保健予防係(保健センター内) ☎有 58-1006

募集

NHK学園 生徒募集のご案内

★平成23年度の生徒を募集します

通信制の高等学校の生徒を募集しています。全国どこからでも入学が可能です。まずは、無料の案内書をご請求ください。

募集内容■
❶高等学校 4月生普通科(3年制)
概要▼NHKのテレビ・ラジオの放送を利用した特色のある教育課程で、3年間で高等学校卒業資格を取得できます。登校は月に1～2回です。
❷高等学校 専攻科社会福祉コ

山之上に次世代住宅展示場を開設！ ISO 9001 認証
特徴は…3階建、ホームエレベーター装備
発電パネルと建材が一体の、優れた太陽光発電…
一級建築士、スタッフがお待ちしております
総合建設業・一級建築士事務所
株式会社 ヤマタケ創建 Yamatake Sohken inc.
〒520-2531
本社／山之上 57-1100 住宅部展示場57-1212
東近江(営) 55-3300 栗東(営) 077-553-9933
http://www.yamatake-sohken.com
4優 住む人に優しい 環境に優しい 耐震に優れた COSTに優しい for you

広告を募集しています

住民皆さんの目に触れる機会の多い「広報りゅうおう」に広告を掲載してみませんか。お店などのPRにぜひご活用ください。掲載料■①年間通して(連続した1年分の号)の掲載は10万円、②上記を下回る掲載は1回につき1万5000円 申し込み■竜王町有料広告掲載の取り扱いに関する要綱をご確認の上、掲載希望月の2カ月前までにお申し込みください。(要綱は町ホームページに掲載しています)

問 政策推進課 人権広報係 ☎有 58-3701

ース コミュニティ・ボランティア専攻

概要▼誰もが住みやすい地域社会をつくるために、多様な生活課題に対して幅広い知識を持ち、自ら主体的に適切な支援ができるコミュニティ・ボランティアの育成を目指します。

出願期間■
❶2月1日(火)～4月20日(水)(必着)
❷2月1日(火)～3月22日(火)(必着)

申し込み■ご請求により入学案内書と願書をお届けします。
❶出願受付順に書類選考と面接を行います。
❷出願書類により入学手続きを行います。

★生涯学習通信講座の受講生を募集します

趣味から資格まで全200コース以上あります。まずは、無料の案内書をご請求下さい。

募集内容■生涯学習通信講座(俳句、書道、写経、絵手紙、写真、古文書、簿記など)

受付期間■通年申し込み受付

問 NHK学園
☎042-572-3151(案内書請求フリーダイヤル)
☎0120-06-8881
HP http://www.n-gaku.jp

相談

2月は「相続登記はお済みですか月間」です

滋賀県司法書士会では、毎年2月に「相続登記はお済みですか月間」を開催しています。

県内の各司法書士が、相続・遺言などの無料相談を行います。ぜひご利用ください。

相談期間■2月1日(火)～28日(月)

場所■滋賀県内の各司法書士事務所

相談例■「登記名義人が先々代のままで放置されている」、「パートナーに全財産を相続させたい」、「相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない」など

申し込み■事前に必ず各司法書士事務所へ電話などでご予約ください。

※県内の司法書士名簿は、滋賀県司法書士会のホームページをご覧ください。

問 滋賀県司法書士会
☎077-525-1093
HP http://www.sigakai.com/

町民憲章

町民憲章は、竜王町の恵まれた自然環境を後世に守り、住みよく、働きよい、憩いのある平和郷「緑と文化の町 竜王町」を具現するための心構えとして制定されました。

わたくしたちのまち竜王町は　二つの山なみを背景とした沃野(よくや)にはぐくまれ史実に残る古い歴史と恵まれた文化遺産を受けついできました

わたくしたちは　このうるわしい郷土に誇りと自覚をもち　「緑と文化の町」にふさわしい　明るく住みよい町を築くため　この憲章を定め　これの実現につとめます

一、自然を愛し　みどり豊かな美しい町をつくりましょう

一、おはよう　こんにちはがこだまする　うるおいのある町をつくりましょう

一、心とからだを鍛え　明るい家庭が育つ町をつくりましょう

一、仕事にはげみ　豊かで活力のある町をつくりましょう

一、若い力を育て　夢と希望にあふれる町をつくりましょう

(昭和55年1月15日制定)

町の木「松」

町の花「あえんぼ」

リフォームするなら当社まで

・リフォーム工事
・上下水道工事
・給排水設備工事
・住宅設備工事
・消防設備工事
・エクステリア工事
・床暖房工事
・住宅機器販売・修理
オール電化工事お任せください!!
〒520-2511 滋賀県蒲生郡竜王町林808番地
株式会社 村田管工
http://www.murakan.com TEL・FAX 0748-57-0384

平田歯科医院
HIRATA DENTAL CLINIC
一般歯科・歯科口腔外科
小児歯科・矯正歯科
〒520-2531 竜王町山之上3456
ご予約 お問い合わせは
TEL 0748-57-0600
http://www.hiratadental.com

税と料金

納期限までに納めましょう

- 固定資産税
- 国民健康保険税

納期限 2月28日(月)

- 保育所保育料
- 幼稚園保育料
- 学校給食費
- 通学自動車使用料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 水道料金
- 下水道使用料

納期限 2月28日(月)

口座残高をご確認ください

町税などを口座振替で納付いただいている人は、納期限までに必ず口座残高の確認をお願いします。

振替口座を変更されるときは、手続きが必要です。

人の動き

人口	13,173 人 (−11)
男	6,932 人 (− 9)
女	6,241 人 (− 2)
世帯数	4,363 世帯 (−15)

平成22年12月末現在 かっこ内は前月比

広報りゅうおう

2011年2月1日発行 第445号 (毎月1日発行)

編集・発行 竜王町役場 政策推進課

所 〒520-2592滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
電 0748-58-3701 FAX 0748-58-1388
HP http://www.town.ryuoh.shiga.jp
E info@town.ryuoh.shiga.jp

町へのご意見・ご提案については、政策推進課までどうぞ。

VEGETABLE OIL INK 広報りゅうおうは、環境に配慮した再生紙と大豆インキを使用しています

1歳のハッピーバースデー

まちの元気っ子たち お誕生日おめでとう!

眞野(まの) 楽空(るるあ) ちゃん
美松台

森田(もりた) 志歩(しほ) ちゃん
松陽台

原田(はらだ) 菜乃芭(なのは) ちゃん
さくら団地

田中(たなか) 美桜(みお) ちゃん
須恵

寺田(てらだ) 好花(このか) ちゃん
西山

池田(いけだ) 怜未菜(れいな) ちゃん
東出

西村(にしむら) 誠之介(せいのすけ) くん
薬師

山中(やまなか) 音阿(おとあ) くん
山中

越智(おち) 理央菜(りおな) ちゃん
美松台

久野(くの) 美來(みらい) ちゃん
岡屋

髙山(たかやま) 知菜(ちな) ちゃん
松が丘

小野寺(おのでら) ひとみ ちゃん
美松台

中島(なかじま) 美粋(みすい) ちゃん
美松台

募集 お誕生日の記念に…3月に1歳を迎える お子さんの写真を紙面に飾りませんか

締め切り日■2月7日(月)

応募方法■❶お子さんの名前(ふりがな)/性別/誕生日
❷保護者名/郵便番号/住所(自治会名も)/電話番号
を記入の上、役場へ持参・郵送・電子メールでご応募ください。

※Eメールによる応募の場合、必ず返信します。2月8日(火)までに返信がない場合はご連絡ください。

掲載方法■❶広報りゅうおうに写真・名前・自治会名を掲載させていただきます。なお、掲載項目のうちで掲載を希望されない項目がある場合は、お申し出ください。
❷広報りゅうおうは、竜王町のホームページにも掲載していますので、ご了承ください。